

平成23年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年11月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	矢野 隆行	2番	梶山 幾世
3番	井狩 辰也	4番	市木 一郎
5番	高橋 繁夫	6番	奥村 治男
7番	中島 一雄	8番	丸山 敬二
9番	西本 俊吉	10番	坂口 哲哉
11番	立入三千男	12番	太田 健一
13番	野並 享子	14番	小菅 六雄
15番	田中 孝嗣	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	内田 聡史
19番	田中 良隆	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	竹中 宏		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	中原 正隆

## 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 報告第 10 号
- 第 6 議第 85 号から議第 109 号まで一括上程  
(平成 23 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号) 他 24 件)  
提案理由説明
- 第 7 議第 94 号  
(野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)  
質疑、討論、採決
- 第 8 請願第 4 号及び第 5 号  
(食料・農業・農村政策にかかる請願書他 1 件)  
紹介議員説明

## 市長提出議案

- 報告第 10 号 委任専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議第 85 号 平成 23 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 86 号 平成 23 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 87 号 平成 23 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 88 号 平成 23 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 89 号 平成 23 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 90 号 平成 23 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 91 号 平成 23 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 92 号 野洲市暴力団排除条例
- 議第 93 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び野

洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

- 議第 94号 野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第 95号 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 96号 野洲市野洲川－1地区基幹水利施設管理条例等の一部を改正する条例
- 議第 97号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第 98号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第 99号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例
- 議第100号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターぎおう）
- 議第101号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターしのはら）
- 議第102号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターみかみ）
- 議第103号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターきたの）
- 議第104号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターやす）
- 議第105号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターなかさと）
- 議第106号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（コミュニティセンターひょうず）
- 議第107号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（こどもの家）
- 議第108号 休日急病診療に関する事務の委託につき議決を求めることについて
- 議第109号 第1次野洲市総合計画の改訂について

開議 午前 9 時 0 0 分

## 議事の経過

(開会)

○議長 (田中良隆君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。役選後初めての定例議会でございます。市民目線に立った活発な議論はもちろんでございますが、円滑な議会運営にもご協力をいただきますことをお願い申し上げます。これから開会したいと思います。

ただいまの出席議員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、平成 23 年第 7 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第 1)

○議長 (田中良隆君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 20 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております文書のとおりですのでご了承願います。

次に、平成 23 年第 6 回野洲市議会臨時会において、可決されました TPP (環太平洋パートナーシップ協定) 交渉参加に反対する意見書につきましては、平成 23 年 11 月 4 日付をもって、内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

(日程第 2)

○議長 (田中良隆君) 日程第 2、議席の一部変更を行います。

所属会派の異動に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、配付済みの議席表のとおり議席の一部変更をいたします。

変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午前 9 時 0 1 分 休憩)

(午前 9 時 0 4 分 再会)

(日程第 3)

○議長 (田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 1 番、矢野隆行君、第 2 番、

梶山幾世君を指名いたします。

(日程第4)

○議長(田中良隆君) 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第5)

○議長(田中良隆君) 日程第5、報告第10号委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さんおはようございます。本日ここに、平成23年第7回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案させていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。本定例会におきましては、報告事項としまして、委任専決処分1件、議決案件としまして、平成23年度補正予算7件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、その他10件の合計25件につきまして、ご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第10号委任専決処分の報告についてご説明申し上げます。平成23年10月24日、市道野洲川右岸線において発生した除草作業中の飛び石によるタクシーの窓ガラス破損事故に対し、相手方と和解をし、市の賠償額を2万2,150円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、議第85号から議第109号まで、平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他24件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます

○事務局長(岡野 勉君) 皆さん、おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。議第85号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第4号)他補正予算6件。議第92号野洲市暴力団排除条例。議第93号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部改正する条例ほか条例改正6件。議第100号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニテイセンターぎおう)ほか、その他9件でございます。

以上であります。

○議長(田中良隆君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議第85号から議第91号までの平成23年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

まず、議第85号平成23年度野洲市一般会計補正予算第4号につきましては、1億6,583万3,000円を追加するものです。第2表、債務負担行為の補正につきましては、新病院を整備する場合の病院機能や整備費用などの検討を専門機関に委託しようとするもので、その期間を今年度と来年度に継続して実施することとし、来年度分の経費として400万円を追加計上しております。また、東消防署及び防災センター施設整備事業では、設計額及び両施設の按分率の精査等により、来年度の所要見込額を変更するものです。

第3表、地方債の補正につきましては、道路整備事業債のうち、一部合併特例債への振替、野洲第3子ども園整備、防災センター整備に係る合併特例債の増額、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う減額補正を計上しております。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

民生費では、障がい者自立支援事業及び生活保護の扶助費で、本年度の不足見込額をそれぞれ追加しようとするものです。また、子ども手当で、10月以後の制度改正に伴う不用見込分1億4,599万9,000円を減額し、公立保育所費では、野洲第3子ども園整備に係る用地取得及び造成設計経費に1億629万5,000円を追加しようとするも

のです。

衛生費では、クリーンセンター焼却炉の内壁及び耐火煉瓦の修繕工事 2, 200 万円を追加しております。

商工費では、工業団地等整備事業特別会計の地域開発事業債の繰上償還の一部追加のための資金手当てとして、同会計への繰出金 1 億円を増額するものです。

消防費では、東消防署及び防災センター施設整備費で全体の工事費が増額となり、両施設間及び年度間の調整等による本年度分の追加所要額 3, 418 万 7, 000 円を計上しております。

その他、給与改定や人事異動に伴う人件費の所要の補正を計上しております。

一方、歳入につきましては、法人市民税では、これまでの実績を踏まえた決算見込みにより 1 億 8, 000 万円の減額、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の決定による調整、歳出予算の補正や交付決定等に伴う国庫支出金及び県支出金の調整のほか、地域開発事業債の繰上償還の一部追加分の資金として減債基金繰入金の取崩しなどを計上しております。

次に、議第 86 号平成 23 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号につきましては、1, 034 万 9, 000 円を追加するものです。主な内容としましては、各種拠出金、納付金等の確定による調整、前年度決算による剰余金の 2 分の 1 相当額の財政調整基金への積立金 2, 999 万円の追加、その他人件費など、所要の補正を計上しております。

次に、議第 87 号平成 23 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につきましては、20 万 2, 000 円を追加するものです。今回の補正は、職員給与費の調整のみです。

次に、議第 88 号平成 23 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算第 2 号につきましては、773 万 2, 000 円を追加するものです。

主な内容としましては、介護保険制度の改正によるシステム改修、地域支援事業の調整、職員給与費などの補正を計上しております。

次に、議第 89 号 平成 23 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算第 2 号につきましては、4, 159 万 2, 000 円を追加するものです。

第 2 表、地方債の補正につきましては、旧簡易生命保険資金借入分に係る公的資金補償金免除繰上償還の公共下水道事業の借換債で 3, 420 万円を追加するもので、対象とな

る起債の借入当時の利率は、年利6.0%から6.5%のものです。

補正の主な内容としましては、市三宅東部区画整理事業に伴う管渠敷設に係る実施設計委託、野洲駅前支線のマンホールポンプ設置工事費の追加、今回及び1号補正の借換債に係る元利償還金の調整、その他職員給与費の所要の補正を計上しております。

次に、議第90号平成23年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算第1号につきましては、230万円を減額するものです。

第2表、地方債の補正につきましては、地域開発事業借換債の繰上償還を1億230万円追加しようとするもので、これに伴い、借換債を同額減額補正するものです。今回の補正は、繰上償還の一部追加による借換債の減額、繰上償還のための一般会計繰入金1億円の追加及び利子の精査です。

次に、議第91号 野洲市水道事業会計補正予算第1号につきましては、収益的支出では、職員給与費関係で975万3,000円を、資本的支出では市三宅東部区画整理内の配水管敷設工事の実設計業務委託262万円をそれぞれ追加しております。

議第92号野洲市暴力団排除条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定するものです。

なお、本条例は、平成24年1月1日から施行するものです。

議第93号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成22年に公布された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律のうち、障害者自立支援法の一部改正が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例中、第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は、平成24年4月1日から施行するものです。

議第94号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、人事院が9月30日に国家公務員の給与改定を勧告し、その内容は、官民給与の較差0.23%を是正するためのものであり、本市の職員の給与においても人事院勧告の趣旨を踏まえた給与改定を行うものです。主な内容は職員の給料表につ



いて、概ね40歳以上の職員の給与月額を引き下げるものです。

なお、本条例は平成23年12月1日から施行するものです。

議第95号野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正の内容につきましては、災害弔慰金の支給対象者となる遺族の範囲に、同居及び生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えるものです。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に発生した災害による死亡者に係る災害弔慰金の支給について適用するものです。

議題96号野洲市野洲川一地区基幹水利施設管理条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第59条の規定により、土地改良法第96条の4に第2項が加えられたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

議第97号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことと、障害者自立支援法の改正が平成24年4月1日から施行されることから、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の野洲市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成23年10月1日から適用とするものです。ただし、第2条の規定は障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年4月1日から施行するものです。

議第98号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、保護者の就労支援対策や学童保育所施設を充実し保育環境の向上を図るため、平成22、23年度の2カ年計画により、こどもの家の整備を進めてきたところであり、2年目の今般、中主第三・第四こどもの家、北野第三・第四こどもの家の新設及び三上第一、第二こどもの家の改修をし、また、これらの整備に伴い子ども教室を廃止することにより、所要の改正をするものであります。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第99号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、現行の野洲市コミュニティバスの運行について、より利便性の高い運行を目指すため、既存の4コースに加えて中央循環コースを新たに設置するため改正を行うものです。

なお、本条例は平成24年4月1日から施行するものです。

議第100号から議第106号、指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成18年4月より指定管理者制度を導入しております各コミュニティセンターについて、平成24年3月31日に指定管理の指定期限を迎えるに当たり、期間を平成24年4月から平成29年3月までの5年間と定め、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

これまで7学区の自治連合会をそれぞれ指定管理者として指定しており、いずれも地域の特性を生かした特色ある運営と適正な管理をしていただいておりますことから、引き続き各自治連合会に指定するものです。

ただし、コミュニティセンターぎおうについては、自治会長経験者等が、地域課題や将来像を住民自らが考える組織・仕組みづくりが必要であるとの認識から、平成23年4月に設立され、現在、祇王学区の地域づくりを実行する組織となっております、妓王まちづくり推進協議会を適任と判断し指定するものです。

議第107号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

こどもの家については、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているところですが、平成24年3月31日で期間が満了となることから、すべてのこどもの家について、引き続き、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者とし、平成24年4月1日から5年間と定めて指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第108号休日急病診療に関する事務の委託につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、小児科を含む1次救急を平成24年4月1日から湖南4市の広域で実施できるよう、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を定め、野

洲市の休日急病診療に関する事務を草津市に委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第109号第1次野洲市総合計画の改訂につきましてご説明申し上げます。

平成19年3月に第1次野洲市総合計画を策定し、これまでその実現に向けての取り組みを進めてきたところでありますが、現行の計画策定後の急激な社会経済情勢の変化などにより、計画における将来人口の見通しや土地利用の方向性などが実態と合わなくなってきました。また、地方分権の大きなうねりの中で、市民や行政にとっての総合計画の重要性が高まってきました。

今回、こうした現状を改めて確認しながら、第1次総合計画の再構築を図ることとしたもので、改訂案について野洲市議会基本条例第11条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

今後、本総合計画に基づき、市民と一体になって元気で安心できる野洲のまちづくりを推進してまいりたいと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(日程第7)

○議長(田中良隆君) 日程第7、議第94号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております議第94号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第94号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって議第94号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第94号について討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩をいたします。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時26分 再開)

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） おはようございます。議第94号野洲市職員の給与に関するの条例等の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この条例改正は、人事院勧告を踏まえ職員の給与改定を行うということですが、この影響額といたしまして職員の約6割に当たる222人、40歳以上の方ということで平均0.23%の減額ということになっています。1人平均1,600円で、12月、1月、2月、3月、この4カ月で140万円ということであります。そもそも人事院勧告というのは、公務員労働者がストをできないという中で給与を引き上げるために人事院が勧告をするということで人事院勧告というのが成り立っております。しかし、この間、引き下げるということを人事院が勧告する、しかも民間企業と賃金を合わせていくということで、要は民間と公務員と引き下げ合戦というふうな形になっております。この5年間でも3回の引き下げが行われました。こういった引き下げを行って行って賃金を下げて行って、日本の経済が本当によくなっていくんだらうかというふうに思います。

今、最低賃金の引き上げということで、1時間1,000円ということをお求められます。野洲市のパートなどの時間単価が今現在750円ということですから、これでは最低賃金を引き上げていくということにもならない。しかも、正規職員をどんどん引き下げていけば、この最低賃金そのものも引き上げどころか本当に下がっていくという、官製ワーキングプアということも言われております。市役所や町役場で働いておられる人が所得200万円以下というワーキングプアというような、こういう状況で本当に日本の経済が上向きになるのか。今、大企業は、国内での消費が落ちたということで海外に市場を求めていくということを行っています。それでは経済は発展しません。やはり国民の懐を豊かにして、そして消費を引き上げていくということが、この野洲市内の経済も、また日本国内の経済も上向きにさせていく道であろうかとも思います。

また、職員の生活も本当にこの引き下げによって大変な影響を及ぼしております。40歳以上といえば、高校生、大学生を抱えているような、そういう年代でもあります。今、権限移譲ということでどんどん地方自治体のほうに仕事が入る。また、政府がころころと政策を変えるために、末端の職員の仕事が本当にどんどんふえてきているという、こういうような状況の中で、賃金の引き下げというのは職員の士気にもかかわるというような

思いをいたしております。

よって、本条例に対する反対討論といたします。

○議長（田中良隆君） 以上で通告による討論は終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第94号野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

（日程第8）

○議長（田中良隆君） 日程第8、請願第4号及び請願第5号、食料・農業・農村政策にかかる請願書ほか1件を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。まず、請願第4号について、第4番、市木一郎君。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。それでは、請願第4号食料・農業・農村政策にかかる請願を、請願書の朗読をもって説明とさせていただきます。

食料・農業・農村政策にかかる請願書。請願趣旨。本年、私どもが実施したTPP交渉参加断固反対署名運動では、本県で13万人、全国で1,167万人もの署名が寄せられた。また、国会請願では、過半数を超える多くの国会議員の反対や、都道府県・市町村議会の圧倒的多数の慎重・反対決議がなされたにもかかわらず、これらを見做す参加表明は十分な議論が行なわれておらず、まさに民意不在のものであります。

我が国は過度に貿易に依存するのではなく、地域・国内での生産を基本とした食料安全保障を確立する必要があり、農産物貿易ルールは、食料安全保障を含む農業の多面的役割の発揮と食料・農業・農村基本計画で決定した食料自給率の向上に資するとともに、食の安全・安心や環境保全など、国民の期待に応えるものとすべきであります。

また、3月11日に発生した東日本大震災及び原発事故は、特に農林水産業が地域経済・社会を支えている地域に甚大な影響を及ぼす中、国内生産を基本とした再生産可能な農業や食の安全・安心の重要性が再認識されるとともに、安心・安全な暮らし、自然エネルギーを活用した循環型社会の形成、人と人とのつながり・共助・きずなの大切さなど、新た

な価値観を生み出す契機となりました。今日では震災からの復旧・復興に傾注すべきであります。食料・農業・農村政策を含めた我が国のあり方について、農業関係者だけでなく官民が一体となり、互いの英知を集めて検討、実践すべきであります。

ついては、かかる状況に対して実効性ある政策の実現と、生産者が安心して経営を展望できるように、政府関係機関に対して意見書の提出など必要な措置を講じていただきたく、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

内容についてです。まず、我が国の食料安全保障の確立と持続的発展が可能な農業づくりについてであります。

1つ目、我が国の食料安全保障と食料自給率目標50%の実現、多面的機能の発揮を将来にわたり確保するためには、適切な関税水準の維持を前提とすることが必要であり、とりわけ水田農業において、水田を最大限に活用して自給率を上げるためには、我が国の土地利用型農業において、米・小麦・大豆等や戦略的作物の生産の維持・拡大を図るとともに、食と暮らし、命を守る関連産業も含め、不利益な貿易交渉には断じて応じないこと。

2つ目、水田単作地帯、米以外の他作物への転換が可能な地域など、地域条件に応じた複合経営の定着化対策と農業者戸別所得補償制度の充実した制度への見直しとそのセーフティネットを確立すること。さらに、早期の復興ビジョンの策定とあわせ、地域の活性化などを図るため、農地利用集積、園芸施設の団地化、担い手経営体を中心とした集落営農組織の再構築、新規就農者の確保、地産地消の拡大、6次産業化、自然エネルギーの活用など、一体とした持続的発展が可能な農業づくりの政策を速やかに構築すること。

次に、地域条件や環境に配慮した政策の実現と税制特別措置の継続について。現行の農地・水・環境保全向上対策による環境こだわり農業に対する支援制度を恒久的な制度と位置づけ、実態に即し、より充実した制度とすること。また、農業の中心となる担い手経営体ほど大型機械・施設等を導入しており、軽油・A重油を初めとする燃料は高騰しており、農業経営は深刻な状態に陥っている。

ついては、平成24年3月末に期限を迎える農林水産業に係る軽油引取税の課税免税措置および農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について、将来にわたって国民への安全・安心な国産農水産物の安定供給を図る上から、制度の継続を行うとともに恒久化を図ること。

以上、議員の皆さんのご理解よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（田中良隆君） 次に、請願第5号について、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、請願第5号米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約の破棄と日米地位協定の見直しを日本政府に求める意見書の採択、これを求める請願についての説明を行います。請願書をごらんいただきたいと思います。

ご承知のように、ことしの1月、沖縄県の国道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に進入し、19歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し、死亡させる事件が発生いたしました。これに対して、3月に那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を公務中であることを理由に不起訴処分いたしました。

また、同じく昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、公務中を理由に不起訴処分となっています。

このような米軍関係者による事故・事件において、それが公務執行中であれ公務外であれ、罪を犯した関係者を日本の法律で厳正に裁けるよう、日米地位協定を抜本的に改正せよの声が、沖縄や山口を初め全国で広がっています。沖縄県では、この11月までに、県議会を初め41市町村中33議会で決議・意見書が採択されています。

日米地位協定上の日本が第一次裁判権を有する公務外の米兵犯罪についても、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがないとする、1953年9月に日米間が交わした密約については、ことし8月26日に外務省がその文書の存在を認めました。同時に外務省は、これは当時の担当者の一方的・政策的発言にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され裁かれている旨の見解を示しました。

しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2010年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯、これは自動車による過失致死傷を除いてですが、この起訴率は11.7%で、日本全体における起訴率42.2%に比べて極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約を日米間の密約として認め、これを破棄しない限り、これまでと同様に不当な対応が続き、国民の人権がじゅうりんされると思います。

これは、日米地位協定によって1年に6週間、米軍基地となる饗庭野演習場を抱える滋賀県でも重要な課題でありまして、これを許さないためにこの意見書を日本政府に提出されるよう請願します。

こういう内容でありまして、十分にご審議の上、採択の上、意見書を提出されるようお

願ひ申し上げまして説明とします。

○議長（田中良隆君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明12月1日から12月6日までの6日間は議案調査のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よつて、明12月1日から12月6日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時44分 散会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年11月30日

野洲市議会議長                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    矢 野 隆 行

署 名 議 員                    梶 山 幾 世

